

平成26年度 第3回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成26年11月17日（月）

14：00～16：00

場 所 土地改良会館 講堂

1. 開 会

○片桐課長補佐

定刻となりましたので、ただいまより平成26年度第3回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、技術管理室主任専門指導員の矢花よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○矢花主任専門指導員

ただいま紹介いただきました技術管理室主任専門指導員の矢花でございます。

本日は松岡委員長を初め、委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、本委員会にご出席いただき、真にありがとうございます。

さて、本日は第2回の委員会に続きまして、新規評価の残り2カ所につきましてご審議をいただき、その後、本年度から本格実施となっております事後評価につきまして、抽出箇所のご審議をいただく予定となっております。

審議もいよいよ次回は取りまとめというような段階に入ってまいりまして、大変押し詰まってまいりましたけれども、委員の皆様におかれましては、それぞれ専門のお立場から活発なご意見をお願い申し上げまして、大変簡単ではございますが、ごあいさつとかえさえていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○片桐課長補佐

ありがとうございました。ここで矢花主任専門指導員は所用がございまして、退席させていただきます。

申し遅れましたが、私は本日、司会進行を務めます、行政改革課の片桐と申します。よろしく申し上げます。

それでは、本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。松岡委員長、赤羽委員、石川委員、内川委員、酒井委員、島田委員、長瀬委員、松岡委員、以上、8名の委員の皆様でございます。

なお、佐々木委員、高瀬委員、柳田委員、益山委員はご都合により欠席となっております。

議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。お手元には、本日の次第、委員名簿、そこからP7-1、7-3「県営中山間総合整備いくさか」の資料。これは前回までに配付いたしました資料の修正です。

次に、P9-1、P9-2は、水源地域等保安林整備、外山の修正資料となります。P9-3以降は、本日の追加資料になります。

資料-8は、平成26年度長野県公共事業事後評価説明資料で、本日、追加させていただいた資料となっております。

このほかに、これまでの委員会でお配りしました資料一式を水色のファイルでとじたものをお配りしてあります。資料はよろしいですか。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行につきましては、松岡委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○松岡委員長

議事に入ります前に、運営要領第4に基づきます議事録署名人を2名、指名させていただきます。

本日の参加の委員の名簿の記載順で、内川委員さんと高瀬委員さんに署名人をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

3 議 事

(1) 平成26年度公共事業新規評価について

①中山間総合整備 いくさか地区（生坂村）

○松岡委員長

それでは早速、議事に入らせていただきます。

委員の皆様にはお忙しいところ、都合をつけていただきまして、何とか委員会が成立するようまでご協力いただきまして、ありがとうございます。

本日は公共事業の新規評価2つと事後評価が3つということになりますが、次第に沿いまして、平成26年度公共事業新規評価箇所の中山間地総合整備いくさかについてよろしくお願いいたします。

○農地整備課

それでは、私、県庁農政部農地整備課の有賀と申します。よろしくお願いいたします。生坂村のいくさか地区の概要について説明いたします。

いくさか地区につきましては、9月の第1回の委員会、並びに10月10日の現地調査で事業の概要をご説明させていただきました。資料P7-1、P7-3を、今回、一部水路等の延長について事業量が固まったということで、一部修正いたしております。

ます。そのP7-1、P7-3をごらん下さい。

これまでも説明してまいりましたが、中山間総合整備事業は、農業生産等が不利な中山間地域の市町村や地域を対象に、各自治体の目指す地域振興策に沿って、農業生産基盤と農村生活環境基盤を一体的に整備し、市町村等が実施しております他の事業、それからソフトの施策とあわせて、農業・農村の活性化を図ることを目的とした事業でございます。いくさか地区については、平成27年度の新規採択を目指して、準備を進めているところでございます。

10月の現地調査では、生坂村でこれまで進めてまいりました農業振興の取り組みについてご説明をさせていただきました。平成の初めごろまでは、現地で見ただいた巨峰団地ですけれども、林地化の一步手前の状態にありました。その荒廃桑園を生坂村では、ぶどうを村の特産物にするという構想のもとで、ハードの国補事業を導入し、約25ヘクタールの団地造成を行ってまいりました。

この整備と並行しまして、生坂村では、生坂村農業公社を平成10年に設立いたしまして、村独自の新規就農研修制度を創設し、生坂村で新規就農を希望する方を県内外から募集しています。村では3年間の研修を経てこのぶどう団地での就農を支援しています。この間、現地でも説明しましたが、現在15名の新規就農者が、家族とともに生坂村に移住して生活をしています。それで東京の太田市場でも非常に評価の高いぶどう栽培に取り組んでいます。その状況につきまして、農業公社の岩間理事長さんや、生坂村の振興課長も交えて説明させていただいたところです。

今回、その中山間事業を生坂村で導入して、さらにぶどう団地の造成ですとか、それから水田地帯のパイプライン化等による農用排水路の管理労力の軽減を図っていくというようなことで計画しております。

P7-3をごらんいただいて、そこに地区の概要図がございます。それで左下の一覧表ですが、農業生産基盤事業で今回計画しておりますのは、農業用排水路11路線では、この間見ていただきました上野の巨峰団地の畑かん施設の更新ですとか、下生野地域の水田地帯でのパイプライン化などを計画しております。

それから、ほ場内の支線農道整備ということで3路線を計画しております。

ほ場整備事業につきましては、この間、見ていただいた南平の新たな巨峰団地の造成にかかわるほ場整備等、4団地を計画しております。

それから鳥獣害防止施設につきましても1カ所計画しているということで、農業生産基盤整備事業で12億4,160万円の計画をしているところです。

それから、農村生活環境整備につきましては、集落内の道路整備を2路線、また村内で収穫された農産物の加工や農業者の会議、懇談等を行う活性化施設1カ所を、この間昼食をとっていただきました「かあさん家」の隣に隣接するような形で整備したいということでございます。

それから、特認事業といたしましては、現在、観光農園が生坂村にございます。そこに観光農園で来ていただいた方のトイレ等を備えた農作業準備休憩施設1カ所を計画しております。農業生産基盤事業、それから農村生活環境整備事業、あわ

せて総事業費15億円の予定となっております。

生坂村におきましては、今、人・農地プランが全ての農地で策定されているということ。それから、P7-1でございますが、草刈りや水路の泥上げなど、農地の維持活動の取り組みを進める日本型直接支払制度にも積極的に取り組んで、農地の保全を進めていくという試みをしております。ここの評価の視点の重要性のところですが、日本型直接支払制度につきましては、多面的機能支払交付金で9地区、93ヘクタール実施になっております。それから中山間直接支払は7地区で、33ヘクタール、合計126ヘクタールということで、村の農地の全体の約4割につきまして、この日本型直接支払に取り組んでおりまして、農地の保全に努めていく取り組みを行っております。

それから、今回も4団地実施するわけですけれども、ほ場整備の実施などによりまして、新規就農者の確保、集落営農への取り組み、それから中間管理機構を絡めました農地の集積を図っていくという方針でございまして、現在進めております国や県の農政施策にも合致した方向で進んでいるところでございます。

これらハード、それからソフト事業一体となって村の活性化を進めていくということで、この県営中山間総合整備事業に取り組んでいく構想でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上です。

○松岡委員長

ありがとうございます。ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

かなり熱意というか、いろいろなことが伝わってきたような感じはしますが、どうですか、ございますか。よろしいでしょうか。

最初、赤羽委員さん。

○赤羽委員

委員長からもお話しあったように、現場に行かせていただいて、村の方の熱意がすごく伝わってきて、やはりこれを実現していただくことによって、村としてのモデル的なものをつくっていただいて、空き家とかの利用も促進していただきたいと思いました。

○松岡委員長

ありがとうございます。島田委員。

○島田委員

全体事業内容が、ほ場整備11.8ヘクタールとあるのですが、これ整備されると、大体どのくらいの新規就農者の方がそこで受け入れられるというか、働くことができるのでしょうか。

○農地整備課

村のほうでは、その巨峰の団地につきましては、この間見ていただいた南平ですけれども、5.7ヘクタールというほ場整備を実施していくわけですが。ここにつきましては、巨峰の団地を新たにつくっていきたくと。それで、この団地のほ場整備、この間見ていただいた団地は比較的上のほうの高いところだったんですけれども、低い犀川沿いの農地の荒廃がだんだん進んできているというところで、そこでも良いぶどうがつかれるということで、実証実験もやっています。ここに1ヘクタール以上の農地をそれぞれの新規就農者にと考えています。

それで、新規就農者一人当たり研修を3年間、生坂村の開発公社で行った方ですが、ここにつきましては当面3人を目標にして、その5.7ヘクタールをぶどう団地などにしていこうという計画になっています。

この南平をモデルにして、ほかの地域でもさらにぶどう団地を広げていくという、この南平地区はその契機にする、きっかけにするということで今、進めています。

あと北平ですけれども、生坂村といたしましては、農地面積は現在246ヘクタールが全体でございます。それで将来的には、これを耕作放棄にすることなく維持していきたいと考えておまして、ここの北平のところは、どっちかという、野菜ですとか、水田ですとか、巨峰でないものと考えております。それで、ここについては新規就農者ということではなくて、今いる担い手農家、中核のその農家に、条件を整備して農地の集積を図っていきたくと考えて、ここ生坂村では規模拡大が難しいところはあるんですけれども、集積を図っていきたくというところでございます。

あとの2団地は1ヘクタール弱ということの中で、その地域の、今、農業をやっている皆さん方の条件整備をして、いろいろな労働軽減を図っていきたくと考えているものです。

○島田委員

ありがとうございました。

○松岡委員長

それでは続きまして、松岡委員。

○松岡委員

見学に行かせていただいて、いろいろなことがわかりました。どうもありがとうございます。

活性化施設整備について、聞き漏らしてしまったのですけれども、お昼を食べたところの整備でしょうか、それとも加工施設が上のほうにあると言っていたのですけれども、そっちのほうでしたか、ちょっと確認を。

○農地整備課

「かあさん家」の食堂でない会議室で昼食を召し上がっていただいたんですけれども、少し役場側に戻ったところの上段に、加工施設があります。そしてそこでも、「かあさん家」でも売っている、いろいろな漬け物だとか、加工品は全部生坂村の農産物を使っているんですけれども、その加工施設がちょっと手狭になってきているということで、それも当然生かすんですけれども、もっと量的に可能となるよう、だんだんお母さんたちも、それから実際に男の方々も結構、加工品開発に非常に携わっている中で、いろいろなアイデアが出てきている。

それで、お昼を食べていただいた施設のちょっと北側に、空き地があり、そこに建てて、それで加工のものをもっと増やしていきたい。それから農業者の皆さんが、いろいろ地域のそういう商品開発やそういうものに集まっている自分たちでアイデアを意見交換したりとか、そういうようなことも含めたところということで、あそこの隣へ建てるという計画であります。

○松岡委員

わかりました。どうもありがとうございます。

それで、ご飯を食べたときに現場で食事を出していただいた方にお話しを伺ったところ、あの場所はもともと小さなカフェをしていたところで、今、日に何十人という食事を出しているそうですが、動線的には全く食堂としては適していなくて、つくる人が何か、つまづいたりとか動線的にとっても使いにくいという話をされました。なので、今回、新しく活性化施設をつくるということでしたので、ぜひ現場の人の声をきちんと、こういう設備があったらもっと効率がいいと、絶対、彼らは思っているはずなので、リスク管理のためにもそういう話をきちんと吸い上げて計画を立てていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○農地整備課

ありがとうございました。また事業が採択されたときに、実施計画、細かいものを来年以降立てて、建物を建設していくということになりますので、その時点で、今も、いろいろなアイデアをいただいていますけれども、さらにいろいろ使う方々の意向に沿ったものにしていきたいと考えております。

○松岡委員長

ありがとうございました。ほかにございますか。

私から一つ。脱サラをされてぶどう栽培に取り組んでおられる方が、非常に品質がいいので、大手商社などとも連携しながら海外へ輸出しようかというところまでいっているそうです。そちらは、ソフトでしょうけれども、県は、モデルケースとして何かに活かそうかとか、その辺はどうでしょうか。

○農地整備課

今、県の農政部のほうも、中国ですとか台湾ですとか、そういうところを中心に、輸出の関係にも力を入れております。それでまた、いろいろ主要事業ということで、その取り組みも進めて、長野県の農作物を輸出していきましょうという取り組みを、今、すごく進めているところです。

この生坂村の物につきましても、また、それを担当している農産物マーケティング室もございますので、そこと連携を図りながら、また、農協が入ったり商社の方々と一緒に、上野の巨峰団地の方が、取り組みを始めてきているということですので、県としても支援できる部分は行っていきたいと考えます。

○松岡委員長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかにございませんようでしたら、新規評価案の検証に入りたいと思います。

ここまでに出了た委員からの意見は、委員会として意見書へ付しますが、新規評価案そのものに、反対ということではなく、村のやる気が伝わってきたというようなことが多かったと思います。

この箇所の県の新規評価案、総合評価A「妥当」ということでよろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり

○松岡委員長

皆様よろしいということで、どうもありがとうございました。

②水源地域等保安林整備 外山（根羽村）

○松岡委員長

続きまして、水源地域等保安林地域、根羽村外山について、説明をお願いいたします。

○前島森林づくり推進課長

それでは、林務部森林づくり推進課長の前島明信と申します。よろしくお願ひいたします。私のほうから、水源地域等保安林整備事業、根羽村外山の新規評価について説明をさせていただきます。

初めに資料のほうからお願いします。P9-1でございます。これは第1回委員

会でお配りしました（様式2）新規評価シートでございます。事務局とも調整させていただき、右側の写真の2枚目、被害状況の写真です。それから事業周辺環境の②地域からの要望経緯及び地域の関わり、この記載を一部見直しをさせていただきました。評価の結果区分には変更はございません。

次にP9-2をごらんください。9-2でございます。A4の関係です。同じく第1回委員会でお配りしました（様式3-1）でございます。

下の計画の熟度のうち、住民参加、住民との協働について、下流域の住民との交流があることから、得点を見直しをいたしました。点数は増えましたが、様式評価の各部には変更はございません。

それでは、次のP9-3以降でございますが、スクリーンのほうでもお示しさせていただきます。こちらのほうでよろしくお願ひしたいと思います。

事業の種類は治山・砂防です。事業名は水源地域等保安林整備事業です。

市町村は根羽村です。箇所名は外山です。全体事業費は2億8,000万円になります。位置は表記のとおりでございます。県の一番南部でなります。

計画区域の平面図を掲載いたしました。岐阜県・愛知県と県境を接する根羽村全域を計画区域としております。根羽村は矢作川の上流に当たり、この矢作川は下流の愛知県豊田市、岡崎市、安城市等を経て太平洋に流れ込んでおります。

根羽村は特に下流域住民の皆さんから水源地域としての関心が非常に高く、根羽村に自ら造林地を購入して、水源涵養を行う明治用水土地改良区、それから愛知県13市町により昭和53年に設立されまして、補助事業によりまして森林整備を進めております矢作川水源基金がございます。

また根羽村のほぼ全域が、長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林整備保全重点地域、これの県内第1号として平成17年10月17日に指定されており、森林所有者等の参加による森林整備を推進するとともに、開発行為を行うとする場合の必要な届け出、これを義務づけるというような制度を行っております。

事業の目的と計画の概要についてご説明いたします。まず経緯ですが、平成26年2月の大変な大雪がございました。この影響で、根場村外山地籍を初め村内各地で杉の幹折れ、倒木が多発をいたしました。また溪流内に土砂の流れ込みがありまして、今後の大雨等で流れ出す危険性があるというような困った状況になっております。

森林の被害面積は150ヘクタール以上に及び、このうち被害が大きい区域については治山事業により倒木整理や植栽を行い、被害木の流出防止、さらには健全な森林への復旧を行います。また今後の災害発生が懸念される過密な森林についても、あわせて森林整備を実施いたします。

溪流の不安定土砂については谷止工により固定し、溪流全体の安定化を図ります。なお、保安林でも比較的被害が少ない森林、それから林業としての経営が見込める森林については、県直営の治山事業ではなく、森林所有者への補助によりまして、造林事業という形で復旧を進めてまいりたいと考えております。

事業計画についてご説明します。まず谷止工による溪流の安定についてでございます。左の写真に写っている沢の中に不安定土砂がたまっています。これ右の写真のようなコンクリート谷止工で固定をしまして、土砂の移動や流出、これを防止するというものです。また、沢床の勾配を緩くすることで、今後の大雨の際、さらに浸食が進まない、土石流が発生しない、こういうことを狙っております。

森林整備による荒廃地の復旧計画についてです。左の写真、これは幹折れ、寝返り、このような形で倒木が発生した森林です。被害が多い範囲は倒木整理という形で、倒れたものをまず整理をしまして、流木、流れによる二次災害、これを防止するとともに、一部を植栽をいたしまして森林への早期復旧を図ります。

また右の写真のように、倒木を活用して林内に横に並べて杭として固定して、筋工として活用いたします。

森林整備の模式図になります。上側の図のように、天井の森林の被害に対しては、周囲の過密な森林とともに本数調整伐、いわゆる間伐を行うことにより森林全体としての健全化を図ります。下の図のような、面的に倒木被害があったところについては、流木、流れ木、それから土砂の流出、この危険性がやはりあるということで、倒木の整理、それから植栽を行いまして森林への復旧、それから被害材を活用した筋工等の簡易な施設による土砂の流出を防止してまいります。

山林所有者からのご意見、聞き取り調査をいたしました。まず工事を実施する地区の方には、今後、対策工の必要性や計画内容を丁寧に説明してまいりたいと思っております。それから、過去に治山事業を実施した地区の方からは、事業に対し肯定的な意見をいただいております。

これ下流域住民代表ということで、明治用水の関係者からご意見をいただいております。愛知県の明治用水土地改良区は、水源涵養のため根羽造林地ということで、大正3年に土地を購入しまして、森林づくり、これ自ら進めているという状況です。今回は根羽造林地にも被害が出たため、明治用水の造林担当者の方、それから地方事務所担当者と合同で現地の被害調査を行いまして、その後、明治用水の事務局に事業計画を説明し、ご意見をいただいております。今後、計画内容を丁寧に説明して、さらに理解を求めてまいります。

根羽村で積極的に行われている上下流の交流の関係をご紹介したいと思います。左側の写真ですが、企業の参加による森林づくりを県が仲介して進めます森林の里親でございますが、根羽村内では、愛知県の自動車部品メーカーのアイシン、このグループ等が里親の契約を結んでおります。そのイベントを行ったときの写真でございます。右側の写真は、治用水の根羽造林地開設百年記念式典、平成25年に挙行されまして、100年の歴史を持っているところでございます。その際の写真をつけさせていただきました。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○松岡委員長

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらよろしく願います。

○松岡委員

森林整備をしながら復旧ということで、かなり広面積な森林整備をするということで、筋工を入れたりとか、おっしゃいましたけれども、それ以外に出てくる大量な木材、バイオマスみたいなものはどのように処理するということは、計画されているのでしょうか。

あと、根羽村はこれから、海外から木質ボイラーを入れて大々的に木材バイオマスを活用していくという話を聞きましたが、そういうところのリンクはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○前島森林づくり推進課長

今回の被害面積、区域によって150ヘクタール、非常に広大なわけでございます。これを全域治山でやるということではなくて、森林、これそれぞれ所有者がありますので、基本は森林所有者が本来やるべきなんです、奥地等の保安林で、なかなか林道等が近くになくて材を出そうにも出せないというところは、やはり地主さんが経済雇用として自らやっていくことがやっぱり期待できない。さりとて水源地であって、国土保全上、放置することができない、こういうところを治山として実施をします。

150ヘクタール中、内訳で申し上げますと、実は今回の雪害の激害の林を20ヘクタールほど計画しています。それから激害というほどではないんですが、被害木を伐採し、本数調整と同時の対応をする中間ぐらいの害、これが90ヘクタールを予定しています。

そのほかのところは補助事業を導入しまして、これも国の補助制度がございます。これに市町村が実施する場合には特別交付税というものもあります。補助事業を実施して、いわゆる林業の流れに乗るところは森林経営計画を作成して、ここは林業として搬出をし、バイオマスなり材として活用していきましょう、こういう考え方で仕分けをしております。

バイオマスの利用、これ非常に林務部として力を入れている重要な問題でございますが、そういう意味で、この治山というのは主に現場から搬出ができない、出したくてもできないというところを治山で公共事業としてやります。そうでないところは造林事業でやると、こういう仕分けを考えております。

○松岡委員

最近の土石流災害をみると、流れ木災害により多大な被害があるようなので、そういう処理はどうするのかお聞きいたしました。どうもありがとうございました。

○松岡委員長

ほかにございますでしょうか、いかがですか。

○内川委員

今、根羽村森林組合さんと大学と協定がありまして、いろいろおつき合いもある中で、地域づくりみたいな話をお手伝いしたりしているところです。

その中でお聞きしている話が、木材の搬出方法を、一つはかなり奥地のほうということですけども、今回の場合は林道等の整備はあるのでしょうか。それと、その搬出も索道を使ったり、いろいろな方法はあると思いますけれども、その辺の見込みはどうお考えなのか、教えていただきたいと思います。

○前島森林づくり推進課長

治山で行うところは基本的に搬出はいたしません。現場で整理をします。その他、造林事業を導入するところは、根場村は特に森林組合も非常に、以前から材の搬出、整理を積極的に行っておりますし、林内道路も比較的進んでいる地域ですので、路網に近く走っているところは、これは森林組合、それから民間事業者も入ってということになると思いますが、これは造林事業を導入して搬出をします。

具体的にどのエリアで、どの事業を導入して、造林のほうでやるかというのは、今、地方事務所の普及員、それから森林組合、役場の職員、こちら辺で、今、現地で計画を立てておりまして、27年度に向けて実行したいと。当然、それぞれ地主さんがいらっしゃいますので、地方事務所も入って、組合、役場だけで計画を立てても地主さんにやはり説明をして、地主さんがOK、やってくださいと、これは承諾のもとに実施することになります。当然、搬出しますからお金のやりとりも出てくるわけですし、その辺のお金のやりとりをどうするか。黒字になれば当然お返ししますし、赤字の場合は、では地主さんが負担するのか、役場のほうでこの事業を実施するのか、この辺の、造林部分のやり方は、今、現地で検討中という状況でございます。

当然必要な作業道の開設、それからおそらく搬出のために索道ということも、やり方としては考えられるんですが、こういう被害、風倒木等の被害木はなかなか、一見、いい木でもやはり中に割れが入ったりしてしまっていて、いわゆる営材、製材になるいい材としてなかなか流通しないんです。そういう意味で、おそらく出して使えるとしても、B材、C材、チップですとかバイオマスの原料、そうすると単価がそれほどよくないものですから、ちょっと製材的な搬出の、お金をかけた搬出というのはできないのではないかとこのふうに見ています。

○内川委員

その150ヘクタールのうち、県のほうでやる部分の割合は、どれくらいあるかと

ということと、B材、C材だとしても、搬出の方法は、通常の搬出と異なる形での搬出になるということなのでしょうか。

○前島森林づくり推進課長

すみません、150ヘクタール被害森林があります。このうちの110ヘクタール、これは治山で行います。治山のこの雪害の復旧が110ヘクタールで、残り、治山では150ヘクタール、やはり経過がありますが、この、すみません、治山で計画している150ヘクタールが全部被害森林ではないんです。

150ヘクタール計画しているうち、被害森林の復旧が110ヘクタールであります。残りの40ヘクタールは被害森林ではないんですが、本数調整、過密による本数調整をやるということになります。いずれも林道等から遠いということで搬出ができない。すなわち、林業を生業として実行できないということですので、これは搬出ではなく、切り捨てで行います。治山の150ヘクタールについては切り捨てで行います。

○内川委員

そうすると、先ほどの県でやる部分と、基本、地主さんがやっていただく部分というものの分けについては、110ヘクタールの中で、またさらに分けられるか、それとも110ヘクタールはあくまで県のということ、それ以外プラスアルファで、地主さんがやる部分はまた別途ということ、そちらに関しては、そうすると、その補助は別の補助になるので、ここの中には、県が入ってこないという考えでいいわけですね。

○松岡委員長

よろしいですか。ほかにございますか、長瀬委員。

○長瀬委員

根羽村の森林で、今年2月の大雪により広範囲で被害を受けたということですが、けれども。

今年大雪が異常だったのでこういう結果になったのか、それとも、大雪も確かに非常にすごかったけれども、普段の森林整備を行っていく上で、何か森林自体が、災害に弱くなっているという部分があるのかという、その辺ではどうなのでしょう。

○前島森林づくり推進課長

まず、一義的にはやはり今年豪雪、2月の豪雪、非常にまず大量であった。特に南信、中南信のほうが多くて、しかも雪害が起きたのは根羽村は150ヘクタール、天龍村方面で2ヘクタール、ごくわずか出ています。

なぜ根羽村だけに集中したのかというと、根羽村へは軽い雪が降ったんです。寒いときに軽い雪が降りますと、重量がほとんどありませんので木の上に積もっても大した影響はありません。これ、いってみれば北信とか、もっと北のほうでは当たり前のことなんです。

ところが根羽村は、ある程度南、一番最南端で標高が低いということがありまして、実はちょっとみぞれ交じりというような雪が降りまして、雪の後に雨が降ったんです。もともと、みぞれ交じりの重たいような雪が降った後に雨が降りますと、いってみればスポンジが、木の上にスポンジが乗って、それがたっぷり水を含んだようなことになるものですから、とたんに、非常に写真のように、めきめきといって折れていってしまふ。

そういう、たまたま気象条件が重なってしまって、ですので、村内でも実は標高が700メートル近辺に集中して帯状に被害をしているところがあります。この事業を実施するところは、赤で区切っているんですが、これは保安林を中心に治山事業を行いますので、保安林内ではこの赤く区切ったところがあるんですが、被害が集中しているところ、保安林も普通林も含めていうと、700メートル前後のところ集中しているというのが実はございまして、やはりそういう気象条件が大変大きかったということがあります。

同じ雪が降ったのに、被害があった森林、被害がない森林、それがなぜ分かれていたかというところが、その森林がもともとどういう素性だったかということがやっぱり効いてくると思います。人工林の杉、ひのき等の人工林で、まだ県内、大体平均、植えて50年過ぎぐらいのものが圧倒的に多くて、この根羽村でもやはり被害を受けているのが50年から60年ぐらいのところなんです。それかもう少し若いようなところもあります。

いずれも森林としてはまだ高校生、それからせいぜい青年、まだ大体、そうですね、60年で実は大人になるかどうか、このくらいと言われていまして、まだ高校生からぎりぎり成人式を迎えた、このくらいの若い森林でございまして、やはり間伐をして適正な本数に間引きをして、一本一本太らせますと、これはやっぱり一本一本粘りが強くなります。ですけれども、まだそういう若い段階ですので、そういう意味では、まだまだちょっと粘りが弱かったと。こういうことも、倒木が発生した一つの、確かに要因ということは言えるのかなというふうに思います。

○内川委員

そうしますと、最近の地球温暖化の影響で、こういった致命的な、湿った雪が南信地域にも降る可能性というのも今後考えられるということで、日ごろからの森林事業についても、いろいろと改善していく必要があるということになりますね。

○前島森林づくり推進課長

先ほども申し上げたとおり、これ県内に限らず、日本中そうなんですけれども、

人工林も天然林も含めまして、おしなべて50年ぐらいの森林、圧倒的に日本の場合多いということがありまして、特に人工林の場合にはやはり間伐をしないと、どうしても過密な状態になるんです。植えたときに1ヘクタール3,000本ですから、1.8メートル置きに植える。これが標準の植え方でした。これを間伐を繰り返して最終的には、最終的には10本に1本を生かすぐらいまで間引くんです。これを自然に任せますと、やはり非常に過密な状態が長く続いてしまうということがありまして、昔の材価が高い時代であれば、地主さんがいわゆる経済行為としてこれは間伐を数回やれたんですが、今、なかなか材価が昔に比べると相対で低いということもありまして、どうしても山離れということがある。

そこで必要なところは、保安林にするところは治山事業で、これは100%国費というもので行います。そうでないところについても造林事業、これは補助制度を使いまして、基本75%補助という形で間伐を進める。こういう形で取り組んでいると、以上でございます。

○松岡委員長

よろしいですか。

○内川委員

ありがとうございました。

○松岡委員

奥山の治山ということで、P9-5の4-3の事業計画を見ていたのですが、面的に倒れてしまった場合に、植栽もすると書いてあるのですが、何かまた針葉樹を植えるような感じですが。

もし搬出ができない場所であれば、いずれ広葉樹、その地元の、自生する種を植えるなり、何かそういった柔軟なプロセスをこれから考えていってほしいなと思いました。意見でございます。

○松岡委員長

その後、ちょっと一言あればいいですね。今の意見に対して。

○前島森林づくり推進課長

ただいま松岡委員からご指摘いただきましたが、まさに何を植えるかというのは、ご指摘のとおりでございます。

この治山でやる山というのは、やはりちょっと、林業としての資源の循環の山づくりはちょっと無理だろうという見込みのもとに治山はやりますので、当然、そういう意味では、杉やひのきを植える。適地適木ですので、そういうところもあります。基本は適地適木ということで、広葉樹諸々の事象を含めて、一番合っている木

を選定して植えているということを基本として取り組んでいきたいと思えます。

○松岡委員長

ありがとうございます。ほかにございますか。

これ、私のほうから一つ。直接、この根羽の事業ではないのですが、林務部では、県内の民有林全域で航空レーザー測量を平成25年、26年とやっているはずで、それによる斜面災害といいますか、蛇抜けになりやすいところとかいろいろなことがきつと、もう手をつけられ始めているのか、それをこちらのほうへ活かすような方向性というか、動きというかは、どんな感じになっているのでしょうか。

○前島森林づくり推進課長

航空レーザー測量の関係でございます。昨年度、林野庁の補助制度を活用しまして、県内の民有林全域、航空レーザー測量を実施いたしました。そのデータ解析をして、一つはC S 立体図というんですけれども、実はこの後に説明する山地治山のほうにはちょっとその図面も出ているんですけれども、非常に地表面の植生を全部はぎとって、地表面の地形がどういう形をしているか、非常に詳細にわかる図面がこの技術でつくることができます。

これを見ますと、どこに谷があるのか、どこに崩壊地があるのか、地滑りはどの範囲なのか、些細な、地形がどこがゆがんでいて、何がしか山地災害のもとになるようなところ、こういうのが非常によくわかります。こういうものを活用して治山の計画、さらには林道とか作業道による計画、これもそれを活用しております。

またデータです、これ公共測量の成果ということで、ほかの省庁、ほかの部局、市町村、さらには民間も含めまして、これは公開をしておりますので、いろいろと活用していただきたいということで公開しております。

またこのデータから実は森林の情報も得られまして、そこの森林の樹高がどうだろう、樹間の広がりがどうだろうと、仮想植生がどうだと、この辺のデータがとれるものですから、この施設で、松本市の一部で、これをちょっと外部委託いたしまして、森林情報をどういう形で抽出できるのか、その抽出の、今、モデル的な仕事をやっております。来年、再来年かけまして、2カ年で県内の民有林、全域の森林資源情報を、このデータ情報から、そのレーザー情報から整備をしたいと考えておりますので、これもまた広く活用できるようにしたいと考えております。

○松岡委員長

ぜひ戦略的に、全国植樹祭も来ますし。来年でしたか再来年でしたか。

○前島森林づくり推進課長

再来年になります。

○松岡委員長

そこで発表できるぐらいの成果につながるというなと思っています。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。島田委員。

○島田委員

全体の事業内容で谷止工を6個施工するということで、27年度には谷止工を1個やるとなっているのですけれども。

これはその下にある、直接、人家6戸を優先的に保全していくということなんでしょうか。

○前島森林づくり推進課長

お待たせしました。来年度、谷止工の計画が、この計画区域の図面でいきますと、一番左下、左下の薄沢、ここに来年入れます。保全対象としては主に主要地方道が対象になりますので、人家6戸、ここも含めまして、ほかの地域でも谷止工含めて全体の数字になりますので、ここ、来年の場合には、主要地方道が主たる対象になります。

○島田委員

ありがとうございます。溪流内の不安定土塊は非常に怖いものがあると思います。今年の南木曾町の土石流災害も、溪流内の不安定土塊が土石流を助長するような形で、大規模な破壊力を持った土石流が発生していますので、ぜひ早期に、そういった保全対象を守るような、谷止工の施工を行っていただきたいと思います。

○松岡委員長

よろしく、ではお願いします。

ほかにございますでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、ここまで出されました各委員さんからのご意見は、委員会として意見書へ付すことといたしますが、ここは総合評価でA、妥当ということで新規評価案ですか、よろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり

○松岡委員長

よろしいですか。ではそうさせていただきます。どうもありがとうございました。

(2) 平成26年度公共事業事後評価について

①山地治山 内の萱（伊那市）

○松岡委員長

続きまして、公共事業の事後評価案につきまして、第1回委員会で抽出しました事後評価、3カ所につきまして審議いたします。

まず山地治山、伊那市内の萱について、説明をお願いいたします。

○前島森林づくり推進課長

それでは、森林づくり推進課からご説明をさせていただきます。山地治山事業、伊那市内の萱の事後評価でございます。では、座って説明させていただきます。

それでは最初に、A3資料ではなく、P1-2以降になります。スクリーンを活用しまして、全体のご説明をしたいというふうに思います。

事業の種類は治山・砂防です。事業名は山地治山事業です。市町村は伊那市です。箇所名は内の萱です。

全体事業費は2億3,156万4,000円です。位置は表記のとおりでございます。計画箇所は伊那市街地の西側、天竜川の主流になります大黒川流域でございます。

計画区域の平面図でございます。一部周辺についてのところもありますが、計画区域、ほぼここに入っております。

当箇所、大黒川流域のいわゆる上流部の民有林に当たります約2,000ヘクタールを計画区域としており、標高は770メートルから2,700メートルまででございます。平面図は、そのうち事業を実施した区域周辺のみ表示してございます。平面図中、薄い青は保安林、黄色、右上のほうにあります。これが保全対象です。黄色の真ん中付近に大黒川、本流が流れております。

また大黒川流域では、昭和30年代から治山事業が実施されておりますが、薄緑色、それから横しまの横線の範囲、これは今回の事業よりも前に森林整備を行った範囲でございます。また板沢、図面の右下の流域になります。ここでは多くの谷止工、床固工が設置されており、緑色の三角形、また長方形で既設の施設を表示しております。

今回のこの事業で実施した部分、いずれも大黒川支流の西メツラ沢といいまして、図面のその支流になります。それから板沢、右下であります。この2流域で、施設を設置した箇所は赤の表示、実施した森林整備、これは緑の塗りつぶしをしております。

次、お願いします。事業の目的と計画実績の概要についてご説明します。

まず経緯ですが、平成16年10月、台風23号に伴う豪雨により土石流が発生し、人家が1戸が半壊、県道、キャンプ場、水道施設に土石流入が発生しました。このころから不安定化した溪流へ谷止工、流路工等を設置し、不安定土砂を固定するとともに、縦横侵食を防止することといたしました。

また、今後の災害発生が懸念される過密な森林については森林整備を実施することといたしました。事業の実績、事業内容、谷止工が3個、鋼製とコンクリートです。それから床固工が5個、流路工、それから護岸工、森林整備が30ヘクタール、事業費は合計で2億3,156万4,000円。事業期間は平成18年5月29日から平成21年9月17日の3年間です。最終年度に繰り越しを行ったため、実際の工期は9月、翌年9月まで延長してございます。

事業効果の発現状況をご説明します。まず西メツラ沢に設置した谷止工、これは鋼製、鉄のものです。これによる溪流の安定についてです。

左写真に写っている不安定土砂、これは土石流が発生して溪流なんか非常に荒れて、土砂が沢の中に散乱しているような状況です。この不安定土砂を右写真のような鋼製の谷止め工で固定し、移動や流出を防止しました。また沢の勾配を緩くすることで、今後の大雨の際の沢の侵食防止、土砂の移動、これの防止を図りました。

なお、鋼製の谷止工は、この枠の中に石を詰めることによって透水性、水が通りやすくなります。ダムの本体の中を。それからコンクリートに比べて比較的軽いというような特徴がありますので、不安定土砂が厚く堆積しているとか、湧水、湧き水があるというような場合には使用しております。

続いては、板沢に設置したコンクリートの床固工による溪流の安定でございます。左端に写っている不安定土砂を右の写真のようなコンクリート製の床固工で固定し、土砂の移動流出を防止しました。また溪床の勾配を緩くするというので、大雨の際の浸食の防止を図りました。この両方の谷、合計で25,000立方メートルの不安定土砂を固定をしております。なお、基礎の地盤がしっかりしている箇所については、コンクリートの構造物を設置をするというやり方をしております。

森林整備による荒廃地の復旧です。左の写真は手入れが遅れたため、過密化した森林内の状況です。下層の植物が衰退し、倒木が発生しております。適材な本数となるよう本数調整伐を実施し、下層植生復元、それから残したいいわゆる上層、林の一番上を構成する木の根系、根っこをこれを発達させる、ということによりまして、土砂の流出防止機能を回復させるという目的を持っております。

森林整備の模式図です。左の図面より過密化した森林における倒木、それから表土の流出を防止するため、右の図のように本数調整伐を実施して、森林の健全化を図りました。

地域住民からのご意見、聞き取り調査でございます。この地元、荒井区の区長さん、それからこの地域に当たります大河内区といいますか、この町の総代さんにアンケートを記載していただくとともに、聞き取りを行いました。

治山事業は完了しましたが、平成25年9月、台風18号により大黒川の本流では土石流が発生しており、今も建設事務所等による河川、周辺による河川、それから道路の復旧工事が行われているということから、治山だけではなく、ほかの事業、他の公共事業も含めた全般的なご意見としていただいております。

伊那市内の萱、修験道の開祖として有名な役小角によりそばの実を与えられた信

州そば発祥の地という伝説が残っておりまして、西メツラ沢の一番最下流部に、こういうお堂とともに碑が建立されております。

それでは戻りまして、一番最初のP1-1、事後評価審議様式、A3の資料、こちらをお願いしたいと思います。

ここでは第1回の委員会でご説明しておりません部分について、ご説明したいと思います。

左の中段の事業期間でございます。平成18年から20年の3年間です。その下の事業費の増加、縮減理由と分析、これは工事を進める中で効率的な全体計画となるよう見直したことにより、全体額としてはこのくらいな計画になってございます。

事業効果の発現状況のうち、直接的効果ですが、合計で25,000立方メートルの不安定土砂を固定したことにより、その後も土石流の発生を防げております。

右の下の⑥今後の取り組み及び同種事業への活用と課題ですが、先ほどもちょっと触れさせていただきました、記載してございますとおり、平成25年から26年度、長野県内の民有林全域で航空レーザー測量を実施いたしました。崩壊地、地滑り地形など、山地災害の危険度の高い箇所、それから既存治山施設の位置、土砂の堆積状況などが把握可能となるため、測量結果を解析し、災害に強い森林づくりを進めていきたいと考えております。

なお、右下の図、これが長野県で開発しましたCS立体図というものです。今までの等高線による表示ではなくて、より詳細な地形を判読できるため平成27年度に向けた治山事業に、これはこの事業に限らず、県下全般、事業計画に本格的に活用する予定でございます。説明は以上でございます。

○松岡委員長

ありがとうございます。それでは委員の皆様、ご意見、ご質問等ございましたら。酒井委員。

○酒井委員

そもそものきっかけになった平成16年の台風23号の雨量データを教えてください。

○前島森林づくり推進課長

平成16年10月の台風23号でございます。日雨量が126ミリ、トータルで397ミリの降水がございました。

○松岡委員長

酒井委員ハイドログラフを知りたいのですか。

○酒井委員

そこまでじゃないのですけれども、異常なしということ。当然効果があるということだとは思いますが、災害時と同じくらいの雨量が事業完了後にあって、異常なしということなのかを知りたかったのです。

この雨量というのは、ではここで示している雨量というのは、これ1立方・・・

○前島森林づくり推進課長

そうですね、1立方での雨ですので。雨量的には平成16年の雨のほうが大きかったと。

○酒井委員

例えば平成23年の9月は、1降雨ですか。大体、同じくらいの降雨もあったけれども特に異常なしということで、効果が得られているという判断でよろしいのですか。

○前島森林づくり推進課長

そういうふうに考えております。

○酒井委員

ありがとうございます。

○松岡委員長

P1-1の表は、日雨量ではなく、1降雨なのですね。

○前島森林づくり推進課長

これは日雨量で記載してあります。

○松岡委員長

ということは、平成23年9月に126ミリと同程度の降雨あった。

○前島森林づくり推進課長

そうですね、16年は126ミリですので・・・

○松岡委員長

同じくらいの・・・

○前島森林づくり推進課長

23年9月の雨は同程度だったということです。

○松岡委員長

わかりました。ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。

○松岡委員

ちょっと、素人的な質問で申しわけないのですが、魚道とか、その自然に対する配慮は、今回、特にPRするところはあるのでしょうか。

○前島森林づくり推進課長

魚道につきましては、治山というもの、非常にやはり特殊になります。漁業権を設定されている場合には基本つけるんですが、実は県内の治山ダムで魚道をつけているというのは本当に数カ所ぐらいです。

今回のこの伊那市の場合では支流ですので、上水、つまり普段の水がほとんどないようなところですので、魚道はつけておりませんし、魚の成育も実際、おそらくないのではないかとこのところではあります。

ですので、もっと都市機能が出ないような、緩くて歩けない沢で、かつ固定するために木材を使った治山ダムですとか、魚道をつけるケースはございますが、この内の萱のエリアではそういうケースはございませんでした。

○松岡委員

どうもありがとうございました。

○松岡委員長

ほかにいかがでしょうか。私のほうから一つ。

パワーポイントで見ていただいた河道、床固工のところ、例えば、河道の平面線形にもよるのですが、右岸なら右岸だけ護岸をやっておいて、左岸側はそのまま自然になっていたりとか。設計標準断面でやってしまうという感じが土木の場合が多いかと思いますが。

護岸を設置する基準みたいなものは、治山ではどんな感じになっているのでしょうか。

○前島森林づくり推進課長

治山の場合は、これ基本的に山の中ですので、例えば溪岸が強固な岩盤等になっていれば、もう護岸工は必要ないということがまずあります。

溪岸に崩壊地なんかがあって、この沢の水が当たって崩壊地の根本があらわれるというようなことが想定される場合には、護岸工を入れて崩壊地の根っこが浸食されないように措置をする。それから沢の片側は安定した地盤なんだけれども、片側

に不安定土砂がとまっていると。不安定土砂がとまっているほうに水が行ってしま
うと、堆積土砂が流れ出してしまうというような場合には、堆積土砂が流れ出さな
いように護岸工を設置をして流量規制をすると、こういうふうなケースがございま
して、もうケース・バイ・ケース、現状を見ながら対応します。

○松岡委員長

わかりました。それで結構、切れ切れになっていると、出水があった場合、その
下流側からばたばた倒れてくるというような、結構、利根川災害なんかのときにも
あったのですが、その辺、どこで切るかというか、どの辺まで連続的にやるかとい
うのは結構、気になるところだと思うのですが、現地の状況にあわせてやっている
ということよろしいですね。

はい、ありがとうございます。ほかにもございますでしょうか。

○赤羽委員

P1-1の⑥にあります、航空レーザー測量というのを今日初めて実施している
ことを知ったのですけれども。

これは今回だけ行ったことなのか、これからも毎年行っていくのでしょうか、そ
の辺、教えてください。

○前島森林づくり推進課長

やはり飛行機を飛ばす仕事ですので、今の考え方では今回だけです。

ただ、これで非常に、一度飛ばすことによって非常に詳細な地形の情報が得られ
ましたので、例えば今後、これに限らず、大きな地滑りとか、大きな山崩れがあっ
た場合に改めて飛ばしますと、去年飛ばしたときと次回飛ばしたときの差がわかる
んです。これで非常に詳細にどういう地形が、変化が生じたとか、これを使うこと
ができますので、そういうベースのデータとして、これは非常に貴重なものだとい
うふうに思います。

○赤羽委員

ありがとうございます。これは今回の事業費の中に入っているんですか。

○前島委員

こちらはこの事業ではなく、予防治山事業という形で別に発注しておりますので、
この事業費の中に入っていないです。

○赤羽委員

ありがとうございます。

○松岡委員長

ほかにございますか、事後評価なので、いろいろうまくいったというのが一番いいわけですが、いろいろな反省点もあるかどうかとか、プロセスがどうであったかとか、今、赤羽委員さんが質問されたのは、新しい技術でそれ役に立ちそうだなというようなものの感想とか意見とか、あと予算規模上でどうだったかとか、この次に似たようなことで新規事業、採択時における改善提案できるようなこととか、そんな視点から、ご質問等、ご意見等ございました。

では、その予算的なことで、私のほうから一つ。

表の中の事業費の増加縮減理由と分析というところで1行「既設の施工効果を確認し、経済性にも配慮した効率的な全体計画へと見直した」と書いてありますが、簡単に具体的に言うと、どの辺を経済的に努力しましたという、全体計画の説明をお願いします。

○前島森林づくり推進課長

全体計画、これ16年の災害の直後に調査に入って策定したわけでございます。災害直後ということで、各層非常に荒れて見えるんですが、施工する、優先順位をつけて、特に西メツラ沢をまず優先して着工していく中で、やはり1年、2年とたつ間に自然復旧といいますか、沢の不安定土砂もある程度、その後の中小の洪水である程度、慣れていくんです。既設の堰堤も入っているということもあまして、これはこの沢は大丈夫だろうという判断をして、施工をこの事業からはおろしたというような溪流等がございます。それで事業費が減ってきているという状況です。

○松岡委員長

例えば護岸を計画していたが、数年後、土砂流出の危険が低くなったことから、その護岸はやらないということもあるということですか。

○前島森林づくり推進課長

そうですね。崩壊地でいえば、やはり1年、2年経つ間に自然、まさに自然復旧で、緑が戻ったということがあるんです。勾配もそんなに急でないと、他から入ってきますので、山腹とか護岸の計画の経過についてはそれで大丈夫なところもありますし、沢につきましても、沢の真ん中はその後の雨で流れて落ちついてしまった。その周辺は逆に高いところになるから、とめなくても大丈夫だろうというようなことで、ダム工の計画をやめたというようなところもそれぞれ、経過はそれぞれございます。

○松岡委員長

わかりました。ありがとうございました。

現地の状況にあわせて見直したことを記載したほうがいいかなという気がしま

す。

ほかにいかがでしょうか。次の事業、同種の事業を計画するに当たって活かせるようなところでした。

説明を聞いていたから、大体、わかりましたが、写真に沢の名前などコメントも書いてあると、いいかもしれませんね。床固工には、間に大きい石を入れ、透水性を考えたとか、県民の方にもわかるようになっているといいかもしれませんね。

より無駄を省きながら必要なことが載っていれば、集約していったら

というような話になったときに、写真に1、2行、説明が入ると、とてもわかりやすくなることもあると思いますが。

○事務局

修正も可能でございます。より訴求力のある資料に変えていきます。

○松岡委員長

そうですね、県民の人がホームページなどを見たときに、何の写真だろう、どこなのだ、ああそうかということになるようなものが、あったほうがいいと思います。

ほかに、石川委員。

○石川委員

事業の主たる目的以外での地域社会への貢献というので、信州そば発祥の地と入っています。最初にいただいた事後評価シートでは、その貢献状況、特になしで評価がCになっているのですが、ここが訂正されるということですね、そうすると、評価も変わるわけですね。

○松岡委員長

最終的にそばというのを説明されたことが、多分、ここへ入ってるかなと。

○石川委員

そういう理解でよろしいのでしょうか。

○松岡委員長

よろしいですか。

○前島森林づくり推進課長

CからBに修正ということで、お願いしたいと思います。

○松岡委員長

これ②の、表の②の事業実施のところの自然環境、生活環境との変化でA、環境

がよくなった。B、大きな影響なし、C、影響は大きいという、これCというのは評価が低かったのですでしたか。評価は高くなったのじゃないのですか。

安全性が増したとか、同程度の126ミリの雨が降ったけれども何ごともなかったという感じではなかったんですでしたか。あれ、生活は安全になったのですよね。おそらく、自然環境は悪くなったわけでしょうか。

○前島森林づくり推進課長

人工的なことで入れたんですが、それによって、同じ雨が降っても災害、いわゆる山崩れ、土砂の移動、これは食いとめることができたことでございましたので、そういう意味で急激な自然に対する影響、これは緩和されたというふうに考えています。

○松岡委員長

Cだと、相当、何か自然環境を壊してしまった。実は絶滅危惧種が入っていたようなところへつくってしまったから、だめになったとか、そういうニュアンスならばCでわかりますよね。

まあ、悪くてもBぐらいなのかなと。自然も少し回復してきたみたいなお話もされていましたし、どうなのでしょう、この辺。

○前島森林づくり推進課長

このCの判断というのは、この丸の一番最後に書いてありますが、溪流の連続性の分断、それから自然溪流が失われ、水棲生物の生活環境に影響を及ぼすと、これは事実でありますので、この点をとらえてCにしたということでございます。

○松岡委員長

はい。わかりました。それ、別にあまりここで時間をとるわけにもいきませんが、当然、治山治水をやるとうとう分断になってしまう、先ほど魚道という話もありましたが、それほどではないけれども、例えば調査してみたら、水棲昆虫なんかは、工事中はその年はえらいことになっていたけれども、もうこれ事後評価ですから、5年、たったら水棲昆虫が回復してきたとか、そういうこともあれば、ただ道路構造物をつくったから、決定的にだめになっただけではなくて、一旦だめになったけれども回復してきたかどうかというところがポイントになるのではないのでしょうか。どうでしょうか。

○前島森林づくり推進課長

植物に関しては明らかに前よりも復旧してきていますので、以前、河原だったところが、この植生地が変わってきておりますので、そういう意味では、生態系の多様性ということは、そんなに悪影響はないのかなというふうには思っています。

○松岡委員長

もしBに修正するのであれば、植生については、多様な植生が回復してきている部分も見られる、そういうこともつけ加えながら、マイナスもあれば、プラスもあるということで、Cが2つもあってどうでしょうか。

ほかの委員はどうですか。酒井委員。

○酒井委員

可能かどうかわからないのですが、今後のことに生かすという意味でこれをしているというのであれば、この評価の部分の項目のA、B、Cを、先ほどの松岡先生がおっしゃっているように、相殺して判断できる項目なのか、あるいはそうではないのかということをはっきりすべきで、これは事後評価なので、影響を及ぼすこととなったと確かに書いてあると、本当に影響を及ぼしているのだと思うのですけれども。

そうなるかどうかという部分まで含めて、事後の評価を行う、あるいは調査を行ってそうになっていた、あるいはなっていないということを明らかにした上で、この評価というのは書き込むべきだと思うので、もう一回調べるというのは無理にしても、同様の工事を行ったときには、今後、こういう部分の評価をするために植生の調査、目で見ての判断ではない植生の調査とか、生物の生息状況の調査というものを事後評価の中に組み入れていくということをしたほうがよいのではないかと思います。

○松岡委員長

そのとおりだと思うのですが、可能であれば、そういうふうにしていただくのが、この事後評価の意味かなと思うのですが、いかがでしょうか。

○前島森林づくり推進課長

わかりました。評価に当たりまして、その辺が確かにこれ、自然を対象とした事業ですので、より突っ込んだ形で、詳細な評価をした上で事後評価をするということでき取り組んでまいりたいと思います。

○松岡委員長

酒井委員。

○酒井委員

初めてこれをやるので、この事後評価シートというものの自体も、これがパイロット版になるということでしたら、特にここの、よくなったのか、影響がないのか、影響が大きいのかという、この3つというのを、A、B、Cの判断基準自体を見直

すということは調査がなくてもすぐにできることなので、この3つがちょっとシビアな判断項目になり過ぎているかなという気がします。ここは悪くなったけれども、ここはよくなっているのだというのを正しく判断できない評価であっては意味がないと思うので、まず判断基準を検討するという事はされてみてはいかがかなと思います。

○松岡委員長

よろしいでしょうか、事務局も。だんだんいいものに直していくということで、どちらか片方をとるとするのは難しい書き方ですね。

○事務局

事後評価につきましては、県の行った評価の妥当性というのとあわせて、評価方法についてもこの委員会でご意見をいただくことになっておりますので、今、いただいたような意見を参考にしながら、検討させていただきたいと思います。

○松岡委員長

よろしくをお願いします。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、修正するところは、今、CがBぐらいになるかもしれないとか、そういうニュアンスで終わったかなと思いますが、そういうことでしょうか。それで総合的には「妥当」ということでよろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声なし

○松岡委員長

どうもありがとうございました。では、妥当ということで。

②ため池等整備 河南（伊那市）

○松岡委員長

では続きまして、ため池等整備、伊那市河南について、説明をお願いいたします。

○農地整備課

農政部農地整備課の小森と申しますが、よろしくお願いたします。

私からは、P2-1、A3の紙ではなくて、そのうしろのP2-2からのパワーポイントで、先ほどのA、B、Cの評価まで含めてつくってございますので、パワ

一ポイントのほうで説明したいと思います。

まず初めに、今、松岡委員長さんも述べられましたけれども、ため池整備と書いてございますが、ため池等整備事業について、若干説明したいと思います。

事業の目的ですけれども、本事業は、農村地域の防災・減災を図るために、ため池や水路等の補強、改修を行う事業で、本河南地区は、赤く囲ってございます2番、用排水施設整備、傾斜地にごございます水路、山腹水路等の補強、改修を実施しまして、災害を未然に防止するというものでございます。

河南地区の概要ですが、伊那市旧高遠町でございまして、三峰川という一級河川が流れておりまして、その南側、下側に水田、240ヘクタールがございまして、そこへ水を持っていくための河南一貫水路12.7キロ、青い点線の部分ですが、12.7キロのうち、今回は上流側の赤の実線の部分、267メートルの部分の水路の補強・改修をするものでございます。

事業概要ですが、全体事業費9,418万5,000円、事業期間（工期）ですが、平成17年度から20年度までの4年間で実施しています。

負担割合、農政の事業は、負担割合というのがございまして、国が55%、県が25%、伊那市が10%、改良区と書いてございますが、農家等で組織します土地改良区が10%を負担するというようになっております。

事業計画時の課題・背景及び事業経緯等について申し上げます。

まず課題・背景ですが、三峰川に美和ダムというものがございまして、そこから水を取水しまして、先ほど申しましたように、水田250ヘクタールへかんがいしてございます。水路自体は昭和34年に築造されたものでございます。当時から事業開始までの約45年が経過しまして、老朽化等により漏水がありましたり、写真にございますように、水路の頂部が剥離したり、車が通って陥没しているというような状況がございました。

河南一貫水路12.7キロのうち、特に写真にございますように、損傷が著しいでありますとか、農家とか人家に影響が出てきた部分について、今回、補強・改修を実施して、災害を未然に防止するものでございます。

写真、図にございますように、水路の底にもう穴があいているような状況でございまして、そこからの水が、この次に写真がございまして、家屋等へ浸入したり、畑の土を洗い出してしまうというような事象が発生しておりまして、それに対応していくものでございます。

先ほどの図面の拡大図ですが、今回、赤く着色しました5カ所、第1工区から第5工区まで、合計が267メートルということで改修を実施しました。薄く紫に塗られている部分が、水路から漏水や破損があったときに下流の農地、宅地へ影響する部分の図でございます。

写真にありますように、河南一貫水路というのは集落の上段を走っておりまして、写真の手前から奥のほうへ水が流れております。今回、赤く実線で示した部分についての暗渠、ボックスカルバートの部分を改修したものでございます。

事業の実施状況ですが、一番上の行です。事業費が3,118万5,000円ほど最終的に増額になっております。それに伴いまして、工期も1年延びております。

その理由ですが、当初、ボックスカルバート129メートルと、防食塗布工という一防食の塗料を塗るという方法を138メートル、合計で267メートルの計画をしましたが、この防食塗布工のほうは、既存の水路が外から加重が加わったときも丈夫なことが前提で防食塗布をする予定だったんですが、詳細な調査をしたところ、ちょっと構造的には、もう45年たっていて難しいのではないかということになりまして、それで防食塗布工の部分につきまして変更しまして、ボックスカルバートの入れ替えと、あと入れ替えられない部分、後ほど詳細を説明しますが、中に管を造るような工法である、更生工法で改修したものでございます。

先ほどから説明している工法の概要ですが、まず①防食塗布工というのは、既存の水路がある程度の加重に耐えられるというようなことを前提にして、中へ塗料等を塗る工法でございます。これに対しまして、当初はボックスカルバートプラスこの防食塗布だったんですが、防食塗布工のほうの浅い部分、地上からボックスを入れてある浅い部分につきましては、ボックスカルバートを入れ替えたんですが、右下にありますように、深い部分につきましては、そこに薬師堂のしだれ桜というのがございまして、立派なものなんですけれども、掘削しますとどうしても根っこ、または場所によっては幹まで影響するというようなことでございまして、そこにつきましては既存のボックスカルバートの中へ、更生工法としまして、新たに管の中へ造るような工法で実施してございます。ということで、当初よりも事業費が少し伸びたということでございます。

事業効果の発現状況ですが、上2枚ですけれども、左上、ボックスカルバートが老朽化しまして、もう穴があいているような状況になっていまして、地元のほうで鉄板等をかぶせて仮設で応急処置をしていたという状況でございます。それを直しまして、右上のボックスカルバートを施工したという、こういう通行等にも支障がないような状況に至っています。

もう一つは、下段ですが、剥離等があったもの、先ほど言いました、しだれ桜の前後でございまして、ボックスカルバートをそのままにしまして、内側に管をもう一回、更生ということで、管を製管したというようなものでございます。

これによりまして、効果としまして、先ほどから申していますように、道路の通行等がスムーズになったということと、周辺の家屋等への漏水、浸水というものがなくなったということ。あと、下流の240ヘクタールの水田へ安定的に水が供給されるようになったということでございます。

次に、地域住民等の評価に移りたいと思っております。アンケート調査を実施しました。勝間集落、60戸あるんですが、全戸にアンケート用紙を配布しまして、37部返ってきてございます。職業は、ごらんのように、お勤めの方、自営業の方、農業の方、林業の方等、回答がございまして、まとめた結果が次のページでございませう。

「地域社会にとって重要だと思いますか」という問いに対しまして、81%の方が「重要」、8%の方がまあ「おおむね重要」と回答をいただいております。

主な理由としては、近年、予想もしないゲリラ豪雨で水害が起きると困るというようなこと、水路の受益者240ヘクターの方もそうなんです、周辺の宅地の方も漏水等、被害を受けていたので、その人たちを救済するということもある。あと「災害が起きてからでは遅い」というような意見がございました。

次のページですが、「この事業が完成した結果をみて、満足していますか」という問いに対しまして、4分の3、76%の方が「満足」、「おおむね満足」という回答をいただいております。

理由としましては、水の怖さを思うと安心して生活ができる。一貫水路の壁から水漏れがなくなった。天井部分が崩れると水路に災害が発生するし、人のつくったものはいつか壊れるというような意見もいただいております。

もう1点、次のページをお願いします。「改善したほうがよいと思う点について」でございます。14%の方が「改善点あり」、53%の方が「改善点なし」と答えております。

改善点ありのところですが、今回改修した以外のところも劣化した部分があって、危険だから早急に直したほうがいいのではないかという意見、今回、一貫水路は幹線なんです、そこから分水した部分でも、木の枝等が引かかるのでというような意見、あと工事後に農地等に石が多くなったという意見等いただいております。

以上を踏まえまして、次のページの事後評価ですが。まず、事業効果の発現状況でございます。

暗渠頂版部の劣化により穴があいて、埋設した道路では通行がすごく危険な状態であったので、今回の改修により安全が確保されたということと、漏水が解消されて、下流の水田へ安定的に水が供給されるようになったということで、達成しているということでB評価でございます。

次、自然環境、生活環境等の変化ですが、まず生活環境のほうですが、暗渠頂部に穴があいていたもので、やはり通行が危険であったこと、また周辺の人家等への漏水等もあったことが解消されたので、生活環境はよくなりましたと。

もう一つ、自然環境のほうですけれども、掘削によって地表面へ大きな影響が出る。先ほどのしだれ桜の近辺ですけれども、そういうところは環境に配慮しましたので、特によくも悪くもなく、現状維持だということでございまして、生活環境のほうがよくなっていますので、Aという評価をさせていただきます。

次、施設の維持管理状況ですが、土地改良区の方が通年、適切に維持管理しておりますので、B評価ということでございます。

次、地域住民等の評価、先ほどからありますように、アンケート評価、よい評価をいただきましたので、Aということにさせていただきます。

次、事業の主たる目的以外での地域社会への貢献ですが、薬師堂のしだれ桜というのが非常に立派でして、高遠城址公園とセットでお見えになれる方も増えてい

るということがございますので、Bという評価でございます。

あと、改善措置の必要性との意見は書いたとおりでございます。

最後になります、次のページ、今後の取り組み、同種事業への活用と課題ですが、アンケートにもありましたように、今回、267メートルの改修を実施しました。河南一貫水路、12.7キロありまして、全て同年代に築造されてございます。他の水路でも劣化、損傷等が確認されておりますので、今後とも限られた予算の中で、農家の負担等もございますので、調整して行って、効率的・計画的に水路を更新して行って、機能の保全を図っていく予定でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡委員長

ありがとうございました。それでは委員の皆様、ご質問とかご意見、いかがでしょうか。

今、農家の方の個人負担もあるという話ですが、個人負担はどこを見ればいいのか。

○農地整備課

その他です。

○松岡委員長

その他が個人負担だという、そういうことですね。ありがとうございます。

○農地整備課

失礼しました。市町村分と農家負担分、10%と10%あわせて20%分がその他に入っております。農家分が10%、あわせて20%がその他ということです。その他が1,200万円ですと、600万円が農家負担分という感じです。

○松岡委員長

はい。ほかに委員の皆さん、何かご意見等ございましたら。松岡委員さん。

○松岡委員

事業費が3,000万円ほど増加したということで、その理由として構造的な補強の工法変更が必要となり、その検討に時間を要したということで、1年、検討したということが3,000万円なのか、それとも何か、もし、先ほどおっしゃったように、貴重な桜を守るためにいろいろなことをしたために3,000万円なのか、そのちょっと内訳を教えてください。

○農地整備課

そうですね、塗布工からボックスカルバートに変えた部分の工法的なお金、全てで3,000万円でございます。

○松岡委員

あともう一つなのですけれども、受益農家のことについて教えてほしいんですけれども、240ヘクタールでしたか。

ここは特に三峰川沿いで、お米がおいしいところだと言われてはいますが、高齢化しているのか、それとも、もうこういう水路の補修をしたので、これから頑張っていこうと思っていられるのか、何かそういうところを聞かせていただきたいと思います。

○農地整備課

今年、上伊那米は特Aを初めてとられたようで、特Aというのは非常に市場でも高い評価ですし、非常に、そういう意味では、農家の方、頑張っておられると思います。

ただ、ちょっと一般論的なものも入るんですけれども、どうしてもやはり高齢化が進んでいますし、もういわゆる昭和一桁という人たちのところが、リタイアしていく中で、上伊那地域は集落なり、一市町村全体、みんなで組織をつくって、特に水田の場合は、「米をつくっていこう」という取り組みが盛んですので、そういう取り組みがこれから増えていくのではないかと考えております。

○松岡委員

これだけのお金をかけて補修したのですから、県のほうからも、これからの担い手をきちんと育てていくような、ソフト面のサポートもぜひお願いしたいと思います。

○農地整備課

わかりました。

○松岡委員長

ほかにいかがでしょうか、委員さん。長瀬委員。

○長瀬委員

今回の水路は、当初の施工から45年経過して、いろいろ、腐食とかいろいろな問題が生じていたということですが。

この水路の耐用年数というのは、大体これやっぱり50年程度ということなのでしょうか。

○農地整備課

そうですね、コンクリートは、40年で、自然条件によっても変わりますけれども、40年くらいが目安かなと考えております。

○長瀬委員

今回は、問題が生じた部分を手直したということだと思いますけれども。この今回の施工によって、これから何年程度、耐用、延長できるのでしょうか。

○農地整備課

ボックスカルバート、また管更生した区間、両方ともやはり同じく40年くらいは持つのではないかと考えております。

○長瀬委員

では、新しくつくったのと同じ、同程度の耐用年数ということですか。

○農地整備課

そういうことでございます。

○松岡委員長

ほかに、石川委員。

○石川委員

今の質問と似たようなことなのではございますけれども、今回12.7キロの中の267メートルの問題が起きた部分の損傷が激しい部分を事業されたということではございますけれども。

この長い12.7キロの、ほぼ同時期ということは、みんなほぼ耐用年数が来ているということで、今後もこの水路の改修というものの計画のようなものは進められていらっしゃるのでしょうか。

○農地整備課

そうですね。改良区の方を中心に、目地等の補修は毎年、秋以降冬にかけてやっておるようですが、どうしようもなくなったときには、やはり同じような整備が今後も計画的に工事をやっていかなければならないのではないかと考えております。

○松岡委員長

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか、島田委員。

○島田委員

P 2 - 1 の④地域住民等の評価の中の一番最後の問い、「行われた工事について、

改善したほうがよいと思う点がありますか」という、その理由の中の一番下になりますが、元の土地には石が全くなかったが、工事後には石が多くなったという、これというのは、今回の施工したことが影響で、こういう現象が起きているのでしょうか。

○農地整備課

水路の隣に畑があったようなのですが、水路を入れかえる際に、土の中に石が混じったようです。それで請け負った業者さんも拾ったのですが、まだ残っておられたようです。地方事務所でフォローはしましたが、3年ぐらいつくっていて、よくなったのですが、今回アンケートを行った中で、もう一回、こういうこともあったということを知らせたかったというようなことでして、回答をいただいています。

○島田委員

では、その施工方法が悪いというわけではなくて、あくまでも、その工事をしたときの段階で起きたトラブルみたいな感じですか。

○農地整備課

そうですね。

○島田委員

わかりました。ありがとうございます。

○松岡委員長

ほかにはいかがでしょうか。内川委員。

○内川委員

質問というよりも意見ですけれども。最後の⑥の同種事業への活用というところで、可能性があるのかなと思ったのですけれども。

今回、事業延長云々のところで、補強を考慮した工法変更時間に時間を要したという話がありましたけれども、今回のこういう工法を含めて、今後、こういうときには、今回のやり方等が活かされるという可能性があるならば、そういう点も入れてもいいのかなと思ったのですけれども、その辺はどうなのでしょうとかというか、あれば入れたほうがよいように感じましたが。

○農地整備課

そうですね、区間、区間で違う場面もあるでしょうが、やはりちょっと工法変更というのは大きいものですから、やはり、次回のときには今回の工事のこの経過と

いうものは大いに参考になると思います。

○松岡委員長

最後のまとめの事後評価写真シートのところですが、よろしいですか。

事業計画時の課題とか背景とか事業経緯というところで触れている部分で、穴があいて陥没しているというのは上から見るところだと思います。それから裏へ回ってみれば、鉄筋がもう出てしまっていてえらいことになっている。これ同種の写真を、2組載せるというよりは、そのほかに水路の、水漏れがすごくひどい写真もあれば、あと1、2行は、写真説明の部分を入れて、誰が見てもわかる写真を載せておくというのがいいじゃないかなと。

それと、予算が増えた原因になった説明が、写真でもできるというふうになっていたほうがよろしいかなと思うのですが。

だんだんそのように、この評価シートがよくなっていくというか、ブラッシュアップされていけば、本来の事後評価の意味とか、いろいろなことがわかるのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

○農地整備課

最初の事後評価のようですので、事務局とまた話して、よりわかりやすいようにしたいと思います。

○松岡委員長

よろしくをお願いします。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、私も含めて意見を出させていただきましたが、ここで出ました意見は委員会の意見書へ付すこととしますが、事後評価案そのものに対する、おかしいのではないかというような意見はありませんでしたので、事後評価案は妥当ということではよろしいでしょうか。Bが3個でAが2個という感じですか、妥当ということではよろしいですか。

○出席者一同

異議なしの声あり

○松岡委員長

どうもありがとうございました。

○農地整備課

ありがとうございました。

③道路改築 百瀬～茂菅バイパス

○松岡委員長

それでは、本日、最後の案件でございます。道路改築、長野市百瀬・茂菅バイパスについて、説明をお願いします。

○道路建設課

道路建設課の猿田と申します。それでは、ポイントを絞ってご説明申し上げたいと思います。

お手元の資料は、資料8のP3-2になりますが、同様にパワーポイントでご説明させていただきたいと思いますので、スクリーンのほうとあわせてごらんいただければと思います。

事業の種類は、主要な道路の整備。事業名は道路改築。事業箇所は長野市の百瀬から茂菅で、全体事業費は125億1,000万円でございます。

事業箇所の位置を拡大してありますが、県庁が赤い丸で、その上のT字路が信大の教育学部になります。そこから旧鬼無里村に向かう道路が国道406号で、本事業箇所は長野の中心市街地と鬼無里地区、戸隠地区を結ぶ区間に位置します。

3ページですが、平面図と標準横断図、道路を輪切りにした形の図面になりますが、それをお示ししています。

区間は長野市の小鍋地区から西長野地区になりまして、全体4.2キロを、5つの区間に分割して段階的に整備を実施してまいりました。

4ページです。事業経緯、事業改良は記載のとおりです。2車線で4キロのバイパス、ないしは現道拡幅を行うもので、主にバイパスとなります。

ボトルネック箇所を解消いたしまして、安全で円滑な交通の確保を図り、地域の発展に寄与することを目的として事業を着手したものです。

事業効果の発現状況について、写真でご説明させていただければと思います。整備前の茂菅地区内の状況でございます。道路の幅は狭く、車のすれ違いが困難な整備箇所が多数ありました。また歩道がないために、大型車のすぐ横を歩行者が恐々と歩き、非常に危険な道路環境でした。

6ページですが俯瞰した写真です。ちょうど5工区に分けたうちの長野市中心市街地寄りの区間になります。茂菅地区の状況でして、上の写真のうち、左に点線がありますが、これが旧道です。それに対して、バイパスを整備した形になっています。

下の写真は地上からの写真ですが、松島トンネルへ向かっているほうが新しい道路、左側に見えておりますのが旧道です。バイパスの一部区間には歩道も整備されて生活環境が大分よくなっています。

7ページですが、茂菅大橋付近の状況です。最も長野市中心市街地に寄った区間でして、整備前のはがけ地形の脇を通過する道路で、災害時には落石等の危険性が高く土

砂崩落もたびたび発生し、それによって通行規制が生じまして、生活や経済活動に影響が生じておりました。

茂菅大橋の整備によりまして、災害危険箇所を回避して、歩道が整備されたことによって、道路環境が大幅に改善されています。

スライドの8ページですが、今度は鬼無里寄りの区間になります。整備前、整備後の湯ノ瀬から小鍋地区の状況です。ごらんのように幅員が狭く、すれ違いが困難な状況となっていました。これを2車線に整備することによって、交通が円滑になった状況です。写真は以上でございます。

整備前後のデータ比較を、紹介したいと思います。

交通量につきましては、昭和58年の時点から平成22年の時点まで、この間に1.18倍に伸びています。そこを走行する速度ですが、データの関係上、古いものはありませんが、混雑時の旅行速度を比較いたしますと、昭和58年に対して平成22年で1.56倍になっております。スピードがアップしているという状況です。非混雑時、通常時でございますが、これは平成11年との比較になってしまいますが、その通常時の走行速度を見ましても、1.2倍弱という速度になっている状況です。

また事故件数、これは人身事故ですが、平成10年から20年の間を平均しますと、年間2.18件であったものが、平成21から24年、4カ年の平均で1年当たり1.17件ということで、約半分に減少しています。

これをグラフに示したものが、16ページのほうに今の数字の一部をグラフ化させていただきました。ちょっと薄くなってわかりにくいかもしれませんが、上の赤い折れ線が交通量です。比較している期間は、平成11年から平成22年で、この間で交通量は増加しています。

ちなみに、平成17年から22年は、全県的には約1%、交通量が平均して下がっておりまして、この間においてもほぼ横ばいで、この区間については交通量が推移している状況でございます。

青い線が平常時の走行速度でして、平成11年に比較しましてグッと伸びて、特に17年から22年の間に大きく伸びているのがグラフからわかります。

ここに現地調査の際に、ご指摘いただきました事故データを挟んだのが次の17ページのグラフです。赤線、青線は先ほどと同様ですが、やや黄色がかかった棒グラフで事故件数、人身事故ですが、表示させていただきました。

見ていただきますとパッとわかりますように、施行速度の上昇に伴ってグッと人身事故の発生件数が減っているのが見てとれるかと思えます。

次に、聞き取り調査を実施しております。聞き取りをしましたのは、まず鬼無里地区、ちょうどこの区間で長野市内の反対側になります鬼無里地区の20名の区長さんから聞き取り調査を行っております。

上のグラフですが、「市街地への交通の利便性や安全性についてどのように感じているか」ということをお聞きしたものです。

「よい」、「ややよい」をあわせまして、全ての回答といえますか、100%評価を

いただいています。

グラフの右側にその他、いただいた意見もあわせて掲載させていただいております。「カーブやアップダウンの減少により、すれ違いがスムーズになった」、「茂菅地区を迂回することができ、安心して通行できる」といったご意見をいただいております。

下のグラフは「地域社会への貢献度について」伺っています。全て肯定的なご回答をいただいております。右のほうに付した意見、「以前は崖が多く、落石等の災害が多く発生していた」と、それと、今から10年前に鬼無里地区、長野市に合併しているわけですが、「長野市と合併後、必然的に長野市役所等へ行くことが多くなったが、この改良によってスムーズに行き来ができる」といったご意見をいただいております。

もう1点、事業に関する満足度を伺いましたところ、やはりほとんどの方から肯定的なご回答をいただいております。鬼無里方面の玄関口にして、イメージアップに寄与しているという評価もいただいております。

下のグラフです。生活環境、自然環境の変化について伺ったものでして、9割の方が向上しているという評価をいただいております。これに付随しまして、通勤・通学、買い物など、この路線が生活道路の役割を担っていることが、お聞きした意見からうかがえます。

このほか、茂菅地区も含めまして聞き取り調査をしています。特に茂菅地区のほうからは、「歩道整備によって安全性を感じている」といったご意見や、さらに、まだ国道406号は未整備の区間がありまして、その区間の早期整備についてご要望をいただいております。

また長野市消防局、あるいは路線バスを運営するバス会社にもご意見を伺っています。時間の短縮、あるいは救急搬送の時間短縮を含めて時間の短縮、それとバスの運転のしやすさといったことから、評価をいただいております。

もう1点です。観光関係でございます。鬼無里地区には、奥裾花峡ですとか、白髯神社、高橋のしだれ桜といった観光名所がございます。この整備機関を通じて、観光客、入込み客数がどのように変化したかというのがこのグラフでございまして、赤い線が総人員、そのうち青い線が県外の方、緑の線が宿泊人数というグラフです。

観光客数、総数は、全体の傾向として、かろうじておおむね右肩上がりかなという状況ですが、グラフを緑色で示しました宿泊客数はむしろ減少傾向にあるかと思えてとれます。これは道路整備によって日帰り旅行の形態がしやすい観光になったのも影響しているのかなと推測しているところでございます。

それでは、お手元の資料のほうで、資料5、P6-1、評価シートをごらんください。

シート上段には、先ほどご説明いたしました事業経緯、目的、事業概要等を記載しております。

シートの中ほど、①から⑤の項目、評価の状況についてご説明いたします。

まず①でございますが、事業効果の発現状況は、直接的効果、間接的効果ともに得られた効果は高く、評価をAとさせていただいております。

②自然環境、生活環境の変化は、バイパス整備により茂菅地区内の生活環境が改善された。これはご意見もいただいております、評価をAとさせていただいております。

③施設の維持管理状況は、地元の区によりまして、美化活動ですとか歩道の除雪などの活動を担っていただいております、これを受けまして、評価をAとさせていただいております。

④地域住民等の評価は、先ほどご説明しました聞き取り調査結果でも明らかなように、評価は高いと受けとめまして、Aにさせていただいております。

最後、⑤地域社会への貢献状況につきましては、今回の調査を通じまして、それと最後に申し上げました観光動向等も踏まえまして、全体として評価をBとさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○松岡委員長

ありがとうございました。それでは委員の皆様、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

○石川委員

先ほどご説明いただいた観光客数の推移の中で、おおむね右肩上がりの増加傾向というのが、あのグラフだと、何となく右肩上がりというイメージとはぴったりこないような気がするんですけども、確かに増えてはいるんですが。

例えばそれぞれ経済的背景、例えばこのような経済的状况の中では緩やかではあるが、増加しているというような、右肩上がりという、もう少し、もうちょっと右肩上がりのイメージがあるもので、ちょっと増減しながら緩やかに増加しているというようなイメージなので、右肩上がりという表現はちょっと、何となくぴったりしないのではないかと私は感じましたが、いかがでしょうか。

○道路建設課

観光関係は当然、ほかの要素がかなり影響ありますので、全体として微増ぐらいか、横ばい、あるいは微増ぐらいが適正な表現かなと思います。

○松岡委員長

よろしいですか、ほかにいかがでしょうか。酒井委員さん。

○酒井委員

先ほどの石川委員のお話しもそうなんですけれども、配っていただいている資料のP6-1、P6-2の部分と、あと、今日いただいている資料のP3-1の部分

の同じ番号のところで説明が違う部分がありますよね。これは最終的にどちら側に集約されるのかというのが、先ほどの案件についても、こちらの案件についても、どっちになるのかというのは、どっちになるんですか。

例えば今の右肩上がりというのも、こちらの審議様式のほうには書いてあるけれども、評価シートのほうには書いていないんですよね。どちら側に集約されていく形になるのかというのを知りたいんですが。

○事務局

資料5のP6-1、6-2は、抽出段階での内容を記載しております。今回、本日提出させていただいた様式は、さらに掘り下げたデータも含めて入れていますので、今回のものを最終形にしていきたいと考えています。

○松岡委員長

よろしいですか。酒井委員。

○酒井委員

では、質問の場合は、今回配られている新様式の中にあるほうが、最終的にこちらに入れ込まれるという形で、こっちについての質問をしたほうがいいということですね。わかりました。ありがとうございました。

○松岡委員長

ほかにいかがでしょうか。内川委員。

○内川委員

今の酒井委員さんの質問に関連してですけれども。公表の形というのをちょっとちゃんと理解してなくてすみませんけれども。それは今の話、この今日配付したような形のまま出るのですか、それとも今回審議したもののみがそういう形で出るというふうな形で、ちょっとこれ、今、直接この案件ではないのですが、共通した話で。

○松岡委員長

これ事務局のほうですね。

○事務局

今回審議いただいたものについては、本日、審議していただいた様式のものを含めて、修正を加えた上でほかの、前回お示しした資料5のこのスタイルで、ほかのものにあわせて、今回いただいた意見をあわせて公表するような形で考えております。

○松岡委員長

内川委員さん、いいですか。

○内川委員

そうすると、9件あるわけですけども、全てに対して、その、今言われたように、今日、配布されたような形のものをもっていきながら集約された形でやるということですか。

○事務局

審議いただいていない6件については、時間の都合上、前回抽出したときのものを公表する形にならざるを得ないのですが、審議していただいたものについては、審議内容も含めて修正を加えたもので公表していく予定です。

○松岡委員長

審議対象にならなかったものは公表しないと、そういうことですか。そうじゃないでしょ。

○事務局

第1回の審議で、抽出していただいた資料を公表していく予定です。

○内川委員

いや、すみませんちょっと、前提の話で申しわけなかったのですけれども。

ここで審議しているのは抽出したものを審議しているので、この委員会、評価委員会としての議を経たものとしてのものと、そうでないものというのが同等なのか、同等という言い方はちょっと難しいのですけれども、ちょっとその辺はどんなものなのかがよくわからないと思うのですけれども。

○松岡委員長

質問の意図はわかりますか。

○事務局

今までも、県の自己評価として事後評価のものを公表してきた経過がございます。それについては、この監視委員会の意見というのは聞いてきていないものを公表してきております。それに加えて、この委員会でやった意見も付した形でさらに追加して公表するような形になりますので。

本来であれば、9カ所全部ご意見をいただいて、修正を加えて、評価を公表していくという形が望ましいかとは思っているのですけれども、なかなか時間もとれない関係

上、段階的にこういう形で進めさせていただいているという状況です。

○内川委員

そのとき、このうちどれが監視委員会のほうで議論されたものであるというふうな表示にはなるのですか。

○事務局

もちろんです。

○松岡委員長

ご納得いただけましたか。

お待たせしました。それでは道路のほうへまた戻りたいと思います。

事後評価の写真シートですけれども、先ほどの例でもありましたが、事業計画時の背景とか、こんなひどい状況があるので、何とかするためにこの事業をやりましたというのが根本にあると思うので、それを説明しやすいような、キーワードが幾つかあって、人家連坦の中でがんがん車が通っていて、子どもたちも通学路で、歩道のないところを歩いていて危ないというのは、パワーポイントのほうではそういう写真がありました。そういうものとか、あるいは大きくはないけれども、幾日も通行止めにはならないけれども、朝早く呼び出されて土砂をどけなければ、鬼無里のほうや小川のほうからの通勤・通学ができないとかというような状況とか、そんなようなものがあれば、そういう写真に説明の文章入りで入っていると、この事業の背景、それがわかりやすいのではないかと思います。

それから、こんなところに載せたくないのしょうけれども、今後の取り組みのところで、一部不良区間と、線形不良区間の写真とか、上で触れているキーワードと連動したような写真と写真説明が載っていて、なおかつこういうふうによくなりましたとなっていると、とてもわかりやすいかなと思います。

○道路建設課

ご指摘のとおりです。要は道路の前と後をただ撮ったような写真になってしまっていますので、必要性ですとか、その効果だとか、そういうインパクトが伝わるようなものをできるだけ探して、置きかえたいと思います。

○松岡委員長

よろしくお願ひします。目は口ほどにという感じで、見たときに、なるほどとわかるようなものが一番、グラフもいいのですけれども。

ほかに委員さんたち、ご意見、ご質問いかがでしょうか、よろしいでしょうか。酒井委員さん。

○酒井委員

先ほどの話、おそらく写真シートとなっていて、写真しか載せてはいけないみたいな雰囲気、しかも道路の工事だから、道路の写真しか載せてはいけないみたいになっていると思うのですけれども。

出ている効果というのは、その道路が通ったことによって、事故が減ったり、アクセスがよくなったというのは写真だけで説明できるものではないので、だったら、先ほどのわかりやすいパワーポイントに使われていたグラフのようなものがあったら、載せておけばというのではなくて、載せたものを見てもらったときにわかってもらえるようにというのがすごく大事だと思うので。

一方で、真逆のことを言うようですが、この文章を、では読むかといったら、すごく読むのは大変だと思うので、絵を見て1枚、事故も減っている、道はきれいになっているというものの説得力というのを、写真にこだわらずに入れたらいいのではないかという気がします。

○道路建設課

そのように対応させていただきたいと思います。

○松岡委員長

ぜひよろしく願いいたします。ほかにいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見がないようでしたら、事業評価案の検証ということで、これも同様ですけれども、事後評価案そのものへの妥当ではないというようなことはなかったと思いますので、妥当ということでよろしいでしょうか。

○出席者一同

異議なしの声あり

○松岡委員長

はい、ではそういうことにさせていただきます。

(3) その他

○松岡委員長

それでは、その他ということになります。

皆様、今日お感じになっていたかもしれませんが、まだよくしていかなければいけない、ブラッシュアップしていかなければいけない途上にある取り組みですので、今日も、中には最初にいただいた資料にない、この写真はいいなという写真もついたり、先ほどのグラフもそうですね。もうついたりするものがありましたので、この事後評価の説明資料というのは、それはそれで意味があったなと思う

のですが。

どうでしょうか、8割から9割近くは、こちらの最初にいただいたこちらにも載っている数字や意見とか、評価だったと思いますので、こちらの最初にいただくほうのやつ、先ほど写真とか図とか、工夫したらどうかという話も出ていますので、事務局と相談しながらそこら辺も少し工夫して、こちらの手間と紙を省けるようにしていけばいいのではないかと思いますので、どうでしょうか。

写真にこだわらず、グラフとかそういうものも含めてパッと見てわかるようなものにしていって、ここで写真説明できるだけ、あるいは図の説明でもらって、まだそれだけの余白はあると思いますので、どうでしょうか。委員の皆さん。

○出席者一同

異議なしの声あり

○松岡委員長

いいですか。事務局も表現の仕方とか、それ現地機関の皆さんや現場での意見も大事だと思いますので、より、やりやすいけれども成果が上がって、なおかつ限られた時間で、今度は事後評価までやらなければいけないということになってきますので、その辺のことを工夫していただくような方向で。一言ありますか。

○事務局

ご意見いただいたとおり、事後評価についてはシートが2種類になっているので、混乱してしまうようなところがありました。

ご審議いただいた中では、掲載する写真だとか、そういったものについてもご意見いただきました。その辺を踏まえて、わかりやすいものに変更できるように検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

○松岡委員長

よろしくお願いします。ほかに、委員の皆様、何か。長瀬委員。

○長瀬委員

事後評価ですが、ここで記載されている費用対効果というのは、これは事後評価の時点での費用対効果という意味でしたか。

○事務局

これは当初のもので、変更がある場合は別の資料に記載します。

○長瀬委員

それはやっぱり、当初の想定していた費用対効果と実際に事業を完成後の費用対

効果というのは、並べてみることも一つ、有益なことではないかと思えます。検討いただければと思えます。

○事務局

検討させていただきます。

○松岡委員長

ほかにご意見、ございますでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは（３）のその他について事務局からお願いします。

○事務局

今後のスケジュールにつきましてご説明させていただきます。

次回の第４回委員会は最終の委員会となりますので、ご審議いただきました新規評価、再評価、事後評価につきまして意見書の取りまとめをお願いしたいと思います。委員会のご審議の中でいただきましたご意見をまとめまして、意見書のたたき台を作成させていただきます。

日程でございますが、来月、12月19日金曜日の午後ですが、8名の委員の皆さまからご出席可能とご回答をいただいております。この日をお願いしたいと思います。時間のほうは1時半から2時間程度を予定しております。会場は県庁の西庁舎にございます災害対策本部室のほうを予定しております。

会場ですとか、駐車場などの詳細につきましては、後日、ご連絡をさせていただきます。よろしくをお願いします。

6 閉 会

○松岡委員長

繰り返しになりますが、日程調整の結果、12月19日金曜日をお願いいたします。詳細につきましては、また皆様方に書面で送りいたしますので、よろしくをお願いします。

その他、報告事項はございますか、よろしいですか。

それでは、以上で本日の委員会は終了させていただきます。

どうもありがとうございました。